慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	革命期の羅馬に於ける社会闘争続編（三完）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.9 (1924. 9) ,p.1251(71)- 1287(107)
JaLC DOI	10.14991/001.19240901-0071
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240901-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

賣買せらるゝことを得なければ、絶對地代は成立することを得ないのである。斯く謂へば、人は往々（實はその非なること前段說明の如くなるにも拘らず）、絶對地代の成立を妨げるものは、利潤の平均であつて、利潤の平均を妨げる何物かゞありさへすれば、絶對地代說は之を救濟し得るもののやうに考へる。Marx が絶對地代說を維持しようと試みたのも亦た此方法に據るものである。

革命期の羅馬に於ける社會鬪爭續編（三完）

高橋誠一郎

十

紀元前八十一年末、恰も斯くの如き恐怖時代の開始せられたる時、サルラは總統に任命せられた。而して總統の任期は彼れが之れを以て必要と認むる限り繼續す可きものであつた。サルラが總統職を授けられたる主たる目的は彼れが憲法上及び司法上企圖せる大變革を合法的に實行せんとするに在つた。彼れは毫も共和政體を廢止せんとするの意向を有するものではなかつた。從つて彼れは翌年度の兩執政官を選任せしめ、彼れ自身は依然として總統職を奉ずると共に、自ら執政官の一人に選任せられた。サルラの改革の一般的目的は出來得る限り古代羅馬の憲法を復活し、元老院及び貴族階級をして其の喪失せる權力を回復せしめんとするに在つた。

新市民に關しては、伊太利亞共同團體の全市民は又た實際上羅馬市民であり、市民と伊太利亞同盟者舊市民と新市民との間の差別は永く撤廢せらる可きものであると云ふ一般的準則が定められた。惟り被放民の場合に於てのみ無制限なる選擧權は再び撤回せられて、彼れ等は舊狀態に復歸せしめられた。過激なる貴族黨に取つては斯くの如きは大讓歩たるの觀があつた。サルラは革命黨首領の手より此の强力なる槓杆を奪ふを以て必要と認め、寡頭政治の支配は市民數の增加に由つて重大なる危險を蒙ることなきものと思惟したのである。然しながら此の一般的準則には例外が存して居つた。即ち各個の共同團體に就いて觀る時は褒賞せられたるものよりも、懲罰せられたるものが多かつた。例へばサルラと締盟せる最初の共同團體ブランディシアム（Brundisium）は同市の如き海港に取つて極めて重要なる意義を有する關稅の免除を得た。而も有罪と認められたる共同團體は其の罪の輕きものは罰金を支拂ひ、其の市壁を撤去し、其の城砦を破壞す可きことを命ぜられ、其の反抗の執拗なりしものは其の領土の一部若しくは全部を沒收せられた。沒收せられたる市民は最下級の拉丁人の地位に置かれた。彼れ等は完全なる羅馬の市民權を奪はれ、財産を取得し讓渡するの權利（commercium）のみを保留することを許された。而も他の場合に於ては peregrini（羅馬の國土内に居留若しくは居住せる市民以外の總べての者）の其れの如き拉丁人の權利は一定の拉丁若しくは國外共同團體員たるの資格を包含するものであるが、此の場合に於ては恰も初期帝政時代に於て Leges Iunia Norbana によつて設けられたる拉丁人の特殊階級たる被放民（Latini Iuniani）及び Lex Aelia Sentia. に規定せられたる最下級の被放民（dediticii）と等しく毫も斯くの如き團體員たるの資格なきものであつた。沒收せられたる土地は主として戰勝軍の兵士を居留せしむるが爲めに使用せられた。配分の數は十二萬と註されてゐる。即ち二十三軍團隊（或ひは曰く四十七軍團隊）は伊太利亞の諸地方に於て土地を下附せられた。是れ等植民の多數はイトルリアに居住せしめられたるが爲めに、其の住民は殆んど全部變化した。サルラは斯くの如き植民によつて種々なる目的を達せんとせるものである。第一に彼れは是れに由つて其の兵士に與へたる言質を請戻せるものである。第二に彼れは是れに由つて改革派と穏和なる保守派の間に一致せる意見であつて、彼れが

既に八十八年に其の實現を企圖せる伊太利亞に於ける小地主階級の數を增加せんとするの計畫を遂行せるものである。這般の目的を達成せんが爲めに配分の併合は改めて禁止せられた。最後に彼れは是れ等の移住兵士に在つて恰も彼れ等自己の財産權と共に彼れの新憲法を擁護す可き常備の衛戍兵を見出したのである。權利を剝奪せられたる者の奴隷中より最も年少氣鋭なる者、一萬餘人を選り、之れを一體として解放し、之れに市民權を與へて、寡頭政府の護衛兵、首都の衛戍隊たらしめたるが如きも亦た同樣の目的より出でたるものである。是れ等の被放民は其の釋放者たる彼れの名によつて Cornelii と稱せられた。(Mommsen, op. cit., S. 342-345.)。

十一

サルラは今やケーヤス・グラッカスによつて周到なる注意を以て建設せられたる憲法を一擊の下に破壞して、元老院の支配を完全に復活した。ケーヤス・グラッカスの時代以後、政府は恰も首府の貧民に暴動の權利を許容し、而して穀物の配給によつて之れを買收したるの觀があつた。サルラは今や斯くの如き配給を廢止した。ケーヤスは資本階級を組織し、之れに領土の租稅徵收を請負はしめ、陪審官の職務を委任し、一般的祝祭に際し特殊の場席を割當てゝ憲法上確然たる地位を賦與せんとした。サルラは請負制度を廢止し、從前の亞細亞人の貢付を、滯納額徵收の目的を以て作製せられたる價格査定簿に從ひ、其れ其れの地區に割付けられたる確定的租稅たらしめた。(Cicero, Pro Flace. 14, 32; In Verr. i. 35, 89; Ad Q. F. i. 1, 11, 23.)。騎士階級の法廷は廢止せられて、陪審官は今や元老院議員階級 (Ordo Senatorius) のみから選任せられた。(Lex Cornelia, judiciaria)。騎士階級は觀覽場に於ける特別席を奪はれて平民席に移された。(何人によつて這般の法律が發布せられたるかは典據なき所であるが、恐くはサルラによつて發布せられたるものであらう。紀元前六十七年護民官 L. Roscius Otho の Lex Roscia Theatralis によつて騎士階級は從前の特權を回復し、觀覽場に於ける元老院議員席に次げる十四列中に (in quattuordecim gradibus sive ordinibus) 彼れ等は特別の場席を有することゝ爲つた)。爾後元老院議員階級は唯一の特權階級と爲つた。(ibid., S. 345-346.)。

著しく減少せる元老院議員の數を補充し、恐らくは又た永久に其の員數を增加

するの目的を以て、約三百の新議員が任命せらるゝことゝ爲つた。種族議會は之れを騎士階級に屬する者より指名しなければならなかつた。而して彼れ等が主として一方に於ては元老院議員の家柄に屬する少壯者から、他方には最近の革命によつて傑出せるサルラの士官及び其の他の者から選出せられたるとは固より當然である。同時に元老院議員たるの方法も亦た變化した。從來は監察官の召致に由り、若しくは執政官、奉行及び造營司の三上級長官職の一を奉ずるに由つて元老院の議席を占むることを得たのである。下位の長官職たる護民官職及び兇事奉行職は其の議席に對して何等の權利を與ふるものではなかつたが、監察官は概して是れ等の官職を保持せる人々を選擇するの傾向があつた。即ち紀元前第四世紀の中葉若しくは末葉に發布せられたる Lex Ovinia が監察官は最良の人々より (ex omni ordine optimum quemque) 選出す可きことを規定し、而して、慣例上「最良の人々」が人民によつて上級長官に選任せられたる者と解釋せられてより、元老院に於ける議席及び投票權は法律上 (de jure) 前者に屬したのであるが、後者は單に事實上 (de facto) の權利を有したるに過ぎなかつた。元老院議員を指名し、之れを其の名簿より削除する監察官の職能は爰に廢除せられ、而して元老院の議席は造營司より奪はれて兇事奉行に與へられた。而して是れと同時に兇事奉行の數は八名より二十名に增加せられた。削除の特權は事實上當初の嚴肅なる意義に於て行使せらるゝことはなかつたが、兎に角是れ迄法律上監察官に屬して居つたのであるが、這般の特權廢止は從來事實上元老院議員の享有せる不削除の性質を確定するの效果があつた。是れまでは平均三百名以下であつたと推定せらるゝ元老院議員の數は著しく增加せられてキケロの時代には出席多き會議に於ては四百十七人を數へたと云ふことである。斯くの如き大增員を必要ならしめたるものは陪審官の職務が元老院に移されたるが爲めに其の任務が著しく增加せるに由るものである。特別任命の元老院議員及び兇事奉行は共に種族議會によつて指名せられたるが故に、是れ迄間接に人民の選擧權に基ける元老院は茲に全然直接一般人民の選任に基くことゝ爲り、概して寡頭政治の本質及び古代の意見と矛盾することなき代議政治に接近するに至つた。既に長官の諮詢機關たる性質を脱して長官を支配し、自治を行ふに至りたる元老院は固と長官に屬したる其の議員

の任命及び除名權を彼れ等より奪ひ、長官の權力其の者の依賴すると等しき法律的基礎の上に自己を置いたのである。議員名簿を訂正し、意の儘に姓名を抹殺し附加する監察官の過大なる權能は實に整然たる寡頭政治の憲法と相容れざるものであつた。今や兇事奉行の選任に由り滿足なる正規的補充の用意成れるを以て監察官の訂正は無用と爲つた。而して這個監察官の職權停止によつて凡ゆる寡頭政治の根本原理、即ち議席と投票とを取得せる支配階級を構成する者が移動せしめらるゝことなくして終身其の地位に在るの一事は決定的と爲つたのである。（ibid., S. 346-349.）。

十二

羅馬に於ける凡ゆる議會の性質は既に共和政の後期に於て頽廢を來しつゝあつたのである。羅馬の市民すら是れに參加することが尠少であつたのであるが、紀元前八十九年を以て羅馬の市民權を獲得せる伊太利亞住民に至つては一層然るものであつた。特に種族議會は漸次都市暴民の集會に過ぎざるものと爲つた。投票の結果は愈々益々贈賄の直接若しくは間接の效果を表示するものと爲つて次第に公共の利益と隔絶するに至つた。サルラの改革は形式上議會の立法權に觸るゝことがなかつた。而も一切の立法に於ける元老院の發議權は正式に確保せられたるを以て事實、前者の立法權を制限するの必要を見なかつたのである。是れが爲めに人民は容易に政府の意志に反して行政、財政若しくは刑事裁判權に干渉することを得ざることゝ爲つた。而して人民の聲は實際上憲法の變革に同意を與ふるの範圍内に制限せられた。人民が百人組議會に於て長官を選任するの權利はサルラの干渉を受くることなく、彼れは又た八十八年に於けると等しくサーヴィアスの舊投票法を復活せんとすることすらなかつた。革新派の僧職選擧に對する干渉は廢棄せられた。管だに最高僧職の選任を概ね人民に委讓せる九十四年のLex Domitia de sacerdotiisのみならず、主教長及びCurio Maximusに關する同樣の舊規はサルラの抹殺する所と爲り、僧侶團體自ら其の團體員の補缺を行ふの權（cooptatio）は完全に復活を觀た。（Dion, xxxvii. 37.）。同時に任官の資格に關し種々なる制限が新たに設定せられ若しくは確認せられたることは吾人が曩きに一言せるが如くである。即ち總べての執政官職候補者は豫め奉行職を奉じ、奉行職の

候補者は兒事奉行職を奉せざるを得ざるものであつて、唯だ造營司職は之れを奉せざるも可なるものと爲つたのである。（ibid., S. 349-350.）。

國家最高の長官は此の時代に於ては實際上護民官、執政官及び奉行、並びに監察官の三團體であつた。是れ等のものは總べてサルラの反動的憲法改正に由つて重大なる職權の減殺を蒙つた。而して最も強大なる打擊を受けたるものは言ふまでもなく護民官であつた。長官の職務上の行爲を否認して、之れを無效ならしめ、而して其の否認權を無視したる總べての者に罰金を課し、之れを懲罰する護民官本來の權利（jus auxiliandi）は依然として彼れ等に與へられて居つたが、而も干渉權の濫用は正さに市民的存在を破壞す可き苛重なる罰金を以て所罰せられた。同時に彼れ等の勢力及び威力は彼れ等が元老院の許可なくして人民に議り、若しくは法を彼れ等に提出して議決せしむることを禁じ、而して護民官職を奉じたる者は將來之れよりも高き官職を奉ずることを得ざらしめたる二個の命令に由つて著しく抑制せられたのである。（Caius Cispus Sallustius, Historiarum Libri Quinque, fr. 1. Or. Lep; Caius Julius Caesar, De Bello Civili, i. 7; Tacitus, Ann. iii. 27; Cic. De Leg. iii. 4, 9, 19; Pro Clu. 40; In Verr. i. 60; Appianus, B. C. i. 100; Liv. 89; Caius Velleius Paterculus, Historiae Romanae ad M. Vinicium Consulem Libri Duo, ii. 30; Quintus Asconius Pedianus, in Cornelio.）。

執政官及び奉行の權力も亦た其の內政上及び軍事上の任務が全然分離せしめられたるが爲めに制限を蒙らざるを得なかつた。是れ迄執政官本來の任務の外、特殊の長官の任命なき凡ゆる公務は兩執政官に委ねられてゐた。首府に於ける司法事務とシヽリア、サーディニア及び兩西班牙の四海外領土の統治とが六奉行によつて分擔せられたることは既述の如くであるが、首府の非司法的事務と大陸所領に於ける軍事上の指揮とは兩執政官に委ねられてゐた。是れ等八名の長官を以て足らざる非常の場合には、特殊の軍事的指揮が彼れ等の任期滿了後に延長せらるゝか（prorogare）、若しくは非軍事的任務が合同せらるゝの常であつた。例へば羅馬に於ける兩司法事務が同一の奉行によつて行はれ、若しくは首府に於ける執政官の任務が市奉行の手に取扱はれて、一長官をして非常の任務に就くの自由を得せしむるが如きは是れである。而も斯くの如き場合には元老院は單に非常任務の範圍及び行使を限定するのみであつて、何人が之に當る可きかは長官自ら

の合意若しくは抽籤に由つて決せらる可きものであつた。最近一百年内に漸次六個の新部局が創設せられた。マケドオニア、亞弗利加、亞細亞、ナーボーン（Narbo Martius）、キリキアの五新領土の總督職及び百四十九年カルパーニアス（Lucius Calpurniusp Piso）の提案に基いて羅馬の長官の苛求に對する領土民の愁訴を裁判の形式を以て審問する既述の常置委員會（quæstio ordinaria de repetundis）の議長職が是れである。然も長官の數は增加を見ることがなかつた。元老院は任期の延長（progatio）に由つて空職を補充するの態度を採つた。憲法の正文に從へば、凡ゆる最高長官は年々市民によつて指名せらる可きものであつた。新制度の下に於ては、空虛は主として任期の延長に由つて補充せらる可きものであつて、元老院は一ヶ年間勤務せる長官に對して適法に更らに一ヶ年を附加するを常としたのであるが、又た任意に之れを拒絶することが出來た　斯くて國内に於て最も重要且つ有利なる地位は最早市民によつて補充せられずして市民の選擧によつて作製せられたる競爭者名簿の中から元老院によつて補充せられた。斯くの如き地位の中、海外の指揮權は最も有利なるが爲めに特に獵官運動盛んなりしを以て、其の任務が法律上若しくは事實上首府に限定せられたる諸長官、即ち市内の司法事務を管掌しつゝある兩奉行並びに執政官に對しても亦た屢々其の任期の滿了と共に之れを委するの常であつた。斯くの如きはサルラの眼前に存したる狀態であつた。彼れは此の延長の方策を攫んで、之れを以て羅馬市民に對する長官の政治的權力と非市民に對する其の軍事的權力との間に完全なる分離を行ふの基礎たらしめた。執政官職及び奉行職は爾後畫一に翌年に延長せられ、初年は民政上の任務に、次年は軍事上の任務に當てられた。地方的には民政上の權力と軍事上の權力とは憲法によつて久しき以前から分離せられてゐた。前者は市の境標以内に盡き、後者は其の以外に始まる。而も尙ほ同一人が其の手中に結合せられたる政權と兵權とを把持してゐた。爾後、執政官及び奉行は元老院及び市民と對接し、執政官代（proconsul）及び奉行代（proprætor）は軍隊を指揮す可きものと爲つた。而も一切の兵權は法律上前者より截斷せられ、總べての政治的行動は後者から切り離された。而して羅馬の市民團體はルビコン（Rubico）河南の全伊太利亞を抱擁せるが故に、長官の軍事的權域は此の小河の南に延長することがなかつた。而して此の地域

内には通常軍隊も司令官も存す可らずと做すものは憲法上の根本原則であつた。奉行は今や六名より八名に增員せられた、而して十名の上長官は職務の新配備に從つて其の在職の初年には首府の事務に任じ、其の中二名の執政官は統治及び行政に、二名の奉行は市民法の施行に他の六名は新たに編制せられたる刑事裁判の施行に當り、次年に於ては執政官代若しくは奉行代としてシヽリア、サーディニア、兩西班牙、マケドニア、亞細亞、亞弗利加、ナーボーン、キリキア及び領土中に附加せられたる伊太利亞北部のゴール（Gallia Cisalpina）の十總督職の指揮權を賦與せられた。監督官は正式に廢止せらるヽことがなかつたが、其の主要なる職權が剝奪せられたることは既述の如くである。（Mommsen, op. cit., S. 350-357.）。

十三

サルラの制定せる奢侈禁止法（Lex Corneliae de sumptuariae）は是れまで監察官の任務たりしものを遂行せんことを企圖せるものである。羅馬に於ては既に王政時代よりして葬儀に華奢を誇り、綺羅を飾るを取締るの法規が存して居つた。而して十二銅標中にも葬儀の費用を限定せる規則が存してゐた。（Cic. De Leg. ii. 23.）。紀元前二百十五年年の Lex Oppia de Cultu Mulierum は如何なる婦人と雖も半ヶ（uncia）以上の金を持參し、異色の衣裳を着し、若しくは公の祭禮中を除いては都市内又たは其の一哩以内に於て乘物に乘る可らざることを規定した。此の法制は第二カータゴ戰役の必要に驅られて發布せられたるものであつたが、存續二十年にして百九十五年を以て廢止せられた。Livius は此の法律の廢止に關して行はれたる興味ある討議を誌してゐる。カトーは其の廢止に反對であつた。（Liv., xxxiv. 1-8.）。約百八十四年の交に數種の輸入奢侈品を禁止した。（Caius Plinius Secundus, Historia Naturalis, xiii. 5, xiv. 16.）。而も倫理上の目的は往々にして財政上の目的と背馳する。カトーすら斯くの如き意見を有してゐた。最高の倫理的管理と最高の財政的指揮とを結合せる監察官職は彼れをして斯くの如き意見を抱持せしめたものであらう。（Liv. xxxix. 44.）。初めて食卓の費用を制限せるものは紀元前百八十一年の Lex Orchia であつた。此の法律は宴會に招待し得可き賓客の數に制限を設けた。カトーは之れが提案に反對したと稱せられてゐる。次いで發布せられたるものは百六十一年の Lex Fannia である。此の法律は共和國の第一市民（principes

civitatis)は彼れ等が「大母神競技」の際に催す酒宴の際に一定限度以上の費用を支出することなきを執政官の前に宣誓す可きを命じたる元老院令に發したるものである。而して後消費を許さるゝ食用品の性質及び價値を規定せる點に於て Lex Orchia よりも更らに歩を進めたる一執政官法が發布せられた。此の法律は「羅馬競技」「平民競技」及び「土神祭」(Saturnalia)に於ては一百アス、他の祝祭の場合には三十アスを投ずることを許したるも、平日に於ては單に十アスを消費することを許せるに過ぎなかつた。其の一箇條は惟り土產の葡萄酒のみを消費す可きことを命じたるが故に、同法は又た保護的性質を有するものであつた。伊太利亞に於ける葡萄酒生產は又た領土の一部に於ける强制市場の開設によつて奬勵せられた。

(Aulus Gellius, Noctes Atticæ, ii. 24; Ambrosius Theodosius Macrobius, Saturnaliorum Conviviorum Libri VII, iii, 17; Plin. H. N., x. § 71; Q. Septimius Florens Tertullianus, Apologeticum, vi.)。紀元前百四十三年に通過を見たる Lex Didia は事實上 Lex Fannia の規定を新にせるものに外ならなかつたが、年次不明の Lex Licinia に至つて奢侈禁止法制は新企圖を表示し、同法は一定の日に於て一百アス、婚宴に於て二百アス、朔日(Kalendæ)十二、四、六、八、九、十一、十二月の第五日及び他の月の第七日(Nonæ)及び市日(Nundinæ)の如き他の一定の祭日に於ては三十アスを食卓に費すことを許し、平日に於て消費せらる可き肉及び魚の高に限度を設け、菜園產物の消費を奬勵した。而も是れ等の諸法は一般に無視せられつゝありしが爲めにサルラは紀元前八十一年の Leges Corneliae を以て墓碑の經費を制規し、葬儀費を制規し、又た朔日、三、五、七、十月の十五日及び他の月の十三日(Idus)、ノーナ、競技日(dies ludorum)及び一定の祭日(feriae)には三百セスターシアスを、他の總べての日に於ては三十セスターシアスを消費するを許して食卓の奢侈を制限した。サルラは其の妻メテラの死に際し豪奢なる葬儀を行つて自ら其の奢侈禁止法を侵犯した。(Gell. ii. 24; Cic., Ad. Att. xii. 35, 36; Macr., ii; Plout., Sulla, 35.)。

十四

伊太利亞都市制度の重要なる發達も、縱しサルラ其の人の手によつて行はれたるものに非ずとするも、而も亦た彼れの時代に屬するものである、從來伊太利亞の統治は全然羅馬に集中せられて居つた。然しながら此の時代よりして各個の共

同團體は著しく地方的自治に向つて其の歩を進むるに至つた。元と地方都市(municipium)の住民(municipes)は單に羅馬市民の有したる權利の一部、即ち羅馬共同團體内に於て財産を保有するの私權(jus commercii)及び正當有效なる結婚(matrimonium iustum)を約するの私權(jus connubii)のみを保有して居つたが、公權、即ち長官選擧權(jus suffragii)及び其の被選擧權(jus honorum)を享有することなきものであつた。彼れ等は羅馬國民としては伊太利亞同盟者の如く代官(præfecti同盟者によつて供給せられたる軍隊を指揮するが爲めに執政官の任命せる十二名の將校)の下に在る部隊(cohorts)中に勤務せずして、軍司令長官(tribuni militum, tribuni militares.)總數六名より成る羅馬軍團隊の最高指揮官)の下に在る軍團隊に服役した。而も彼れ等は羅馬種族の名簿中に記さるゝことなく、從つて又た是れ等の名簿に依つて徵募せらるゝことなきが故に、特殊の軍團隊に配分せられた。紀元前三百三十八年に於ける拉丁聯盟の消滅以後に至つて同盟都市はmunicipiaの地位に置かれた。社會戰爭前に於ては二種のmunicipiaが存して居つた。即ち是れ等の地方都市は形式上非市民の主權的獨立國として組織せられ、是れに由つて自己の憲法を維持するか、若しくは參政權を取得するも一切の自治權を奪はれ、元老院なく、長官なく、自己の民會なく、司法事務及び造營の管理すら羅馬の奉行及び監察官に委せらるゝかの孰れかであつた。此の第二種の地方都市に對して羅馬の與へたる最大なる特權は、少くとも特に緊急を要する訴訟が概して羅馬の市奉行によつて任命せられ、年々此處に派遣せらるゝ代官(præfectus jure dicundo)によつて即座に決定せらるゝを許すに在つた。爰に於て乎、是れ等の伊太利亞都市はpræfecturaと稱せられた。地方都市が漸次完全なる市民權を取得せる時、彼れ等の本質は變化した。羅馬市の出生には非ざるも、完全なる羅馬市民にして、從つて又た羅馬の一種族に屬し、羅馬に於て登簿せられ、官吏の選擧權及び被選擧權を有し、而して羅馬の軍團隊に服從せる總べての者は今やmunicipesと稱せらるゝに至つた。

社會戰爭以後に及び一切の伊太利亞地方都市は羅馬のmunicipiumと稱せらるゝに至つた。而して伊太利亞全土が市民權の擴張に由つて一個の市民團體と爲つた時、此の大共同團體中に小共同團體を形成することが必要と爲つた。今や伊太利亞全土の地方的事務が悉く羅馬市の長官によつて處理せらるゝことは不可能と爲

つた。固と一部の地方都市は自己の法規と自己の組織とを維持して居つたが、彼れ等が羅馬市民中に編入せられたる時、羅馬法は今や彼れ等を拘束するに至りたるが爲めに這般の配備は變化を受け、羅馬を模範とせる整然たる新政治組織が誘入せらるゝことゝ爲つた。彼れ等は部族（curiæ）に分割せられ、又た各種の命令を發布し、長官を選出する部族議會（comitia curiata）を有してゐた。而も是れ等の權利の大部分は第一世紀の末葉に至つて羅馬の元老院に象れる一百人の終身議員（decuriones）より成る參事會の手に移つた。而して其の缺員は公職を奉じたる者若しくは其の財産に由つて資格を賦與せられたる者より五年目毎に補充せられた。最高の吏員は兩上長官（duo viri juri dicundo）であつて、彼れ等は法官にして又た特に選擧に際して民會を主宰し、參事會に議長たるものである。其の外、五年に一度、一ヶ年を任期として選出せらるゝ羅馬の監察官に相當する兩 quinquennales、財帑を管理する兩兇事奉行、宗教上の任務を司る主教及び解徴師の團體が存してゐた。司法事務は上記長官の外、上級造營司に相當する兩名の市場法官の手に取扱はれた。

然も羅馬の支配權は地方的憲法と相並んで行はれた。羅馬の官憲は地方都市の官憲と等しく租税を賦課し、公の造營に着手することが出來た。而して是れ等兩者の間に衝突を來せる場合には固より屈服す可きものは地方都市であつた。唯だ司法上の事項に在つては權限の衝突より生ず可き不便大なるが故に、之れを回避するが爲めに正式に權限を分割せるが如くである。民事及び刑事の兩者に在つて重大なる事件は恐らく羅馬の官憲及び陪審官の爲めに保留せられ、重大ならざるもの、若しくは極めて緊急なるものゝみが地方都市の法廷に於て決定せられたるものであらう。（Mommsen, op. cit., S. 362-363.）。

サルラは七十九年の初めに至つて其の總統職を辭し、總べての階級をして事の意外に喫驚せしめた。彼れは Puteoli なる其の所有地に退隱し、此處に自然と藝術の美に圍繞せられ、彼れの常に愛好せる學問的及び感覺的享樂の裡に其の餘生を送つた。彼れの事業は完成した。彼れは其の味方の何人と雖も充分なる報償を得ずして彼れに好意を盡し、其の敵手の何人と雖も、十分なる復讐を受けずして彼れに危害を加へたる者なしと稱して、恩讐共に克く報復し得たることを誇つた。

彼れは七十八年、齢六十にして血管破裂を以て死んだ。彼れは其の死に先立つ僅かに數日にして Memorabilia (Ὑπομνήματα) と呼べる、自己の生涯と其の時代の歴史二十二卷を脱稿した。

十五

サルラの事業は復興であつて、創造ではなかつた。彼れは要するに寡頭政府の道具に過ぎなかつた。彼れの憲法が永續することの出來なかつたのは貴族團體の無能なりしに因るものである。サルラは要塞を建設することを得たが、守備隊を作り出すことが出來なかつたと史家は稱してゐる。彼れの死後に至つて、其の生前に於て沈默を守りつゝありし反對派の聲は先づ彼れの公葬 (funus publicum) 反對と爲つて揚げられた。而も猶ほ彼れの記懷は反對黨の意見を實現せしむるが爲めには餘りに鮮かであつた。彼れの遺骸は前代未聞の盛大なる葬儀を以て茶毗に附せられ、其の紀念碑は軍神ケ岡に建立せられた。當時事實上民主黨を指揮せる者はレピダス (Marcus Æmilius Lepidus) であつた。彼れは熱心なる貴族黨であつたが、其のシヽリア總督時代に行へる掠奪に對する彈劾を免るゝが爲めに反對黨に投じたるものである。彼れは恰もサルラの瞑目せる紀元前七十八年を以て民主黨の首領として執政官に擧げられた。反對黨はサルラの憲法の破壞、穀物配給の復活、護民官の權力回復、亡命者の召還及び沒收地の回復を企圖した。元老院は不徹底なる穀物法の制定を許したるも、斯くの如き方策は反對黨を滿足せしむることなく、唯だ徒らに彼れ等をして大膽ならしむるのみであつた。(Mommsen, op. cit., Bd. III. S. 25-26.)。凡ゆる伊太利亞貧民一揆の眞の中心たるエトルリアに於て内亂は先づ勃發した。所領を沒收せられたるフエシュリー (Fæsulæ) 人は武力を以て彼れ等の失へる地産を回復した。元老院は軍隊を徴募し、一揆を鎮壓するが爲めに兩執政官をエトルリアに派遣するの拙策に出でた　果然レピダスは元老院の爲めに武裝せずして、一揆の爲めに兵備を整へた。彼れは七十七年の初め、即刻羅馬に歸還す可きを命ぜられたる時、傲然として之れを拒み、護民官の權力を回復し、其の市民權及び財産を剝奪せられたる者を舊狀に復し、且つ彼れ自ら當年の執政官として再選せらるゝこと、換言すれば合法的形態に於ける tyrannis たることを要求した。而も彼れは其の僚官カッチュラス (Quintus Lutatius Catulus) によつて伊太利亞

より追はれ、サーディニアに於て戰鬪準備を行ひつゝある間に其の命を終つた。民主黨を指揮せるプルタス（Marcus Junius Brutus）も又たポンピイアスの爲めにミユーチナ（Mutina）に攻圍せられ、久しき抗爭の後に之れに降り、終に死に處せられた。（Liv., Epit., 90; Plout., Sulla, 34, 38; Pompeius, 15, 16; Cic., Brut. 62; Or. ii. 32.）。

而も偉大なる民主黨の首領サートリアス（Quintus Sertorius）は西班牙に其の勢力を張り、東方に於ける羅馬の死敵ミスラディチーズと携盟し、伊太利亞に歸還して、民主黨の勢力を復活せんとするの慨を示した。此の危險を回避するが爲めに、元老院はポンピイアスを執政官代たらしめ、四萬の兵を率いて、西班牙に赴かしめた。然しながらポンピイアスは猶ほ未だ奉行職を奉じたることなきものである。即ち元老院は自ら其の政策の主要なる特色を拋棄するの已むなきに至りつゝあるのである。而も大ポンピイアス（Pompeius Magnus）と雖もサートリアスに對して決定的の勝利を得ることが出來なかつた。七十二年、サートリアスが其の配下バーバーナ（M. Perperna Vento）等の爲めに謀られて宴席上に刺さるゝに及んで、此の戰役は急速に結局を告ぐることゝ爲つた。（Liv., Epit. 90-94, 96; Plout., Sertor.; Pomp., 17-21.）。

十六

元老院政治の弛廢は最も克く海賊の横行に由つて之れを認めることが出來る。洵に羅馬の資本家の利益が善政を謳歌す可き一の範圍が存してゐた。彼れ等の多數は海商に從事して居つた。然るに地中海の全岸は悉く海賊船の襲ふ所と爲つて、總べての海運は終止した。伊太利亞は其の生産物を輸出することも出來なければ、又た領土から穀物を輸入することも出來なかつた。前者に於ては其の人民は餓死せんとし、後者に在つては壠圃の耕作は其の産物に對する販路杜絶せるが爲めに休止した。旅行も貨幣の交付も共に其の安全を缺いた。國家は最も重大なる損害を蒙つた。啻だに商人のみならず、東方に派遣せらるゝ羅馬の軍隊すら年内の最も海上不穩なる季節に其の航海を延期するに至つた。彼れ等は海賊船を恐るゝこと、冬季の嵐よりも大なるものがあつたのである。當時の海賊は最早單なる剽盜の群れに非ずして、彼れ等は今や特殊の團體的精神と、堅實なる組織と、自己の本據と、惡魔主義の萠芽と、確然たる政治的計畫とを有する一個の海賊國

を形成するものであつた。彼れ等は啻だに艦隊の航路を要したるのみならず、最も神聖なる廟社を掠め、伊太利亞の海岸を荒した。彼れ等は自らキリキア人と稱して居つたが、事實彼れ等の船舶は凡ゆる國の兇暴の徒と冒險家の集合所であつた。解傭せられたるクリータの傭兵、伊太利亞、西班牙及び亞細亞の敗壞都市の市民、最も兇暴なるメーリアス黨の一人たりし C. Flavius Fimbria 及びサートリアス軍の士官、敗北せる黨派の亡命者、換言すれば、凡ゆる薄命にして而も不敵なる徒輩は彼れ等の中に抱擁せられてゐた。此の新たなる國家の標語は政治的社會に對する復讐であつた。其の團員は强烈なる團體的精神によつて結合せられてゐた。彼れ等は其の掠奪を以て分捕と看做してゐた。彼れ等は希臘の沿岸都市と條約を結び、之れと通商を行つた。彼れ等はミスラディチーズ及び羅馬民主黨の移民と同盟を締結した。彼れ等は東西の海上に於てサルラの艦隊と開戰した。其の首長中には幾多の沿岸都市を支配せるものがあつた。羅馬は海上警備の義務を甚しく閑却して居つた。伊太利亞境界外の領土に對する羅馬の保護統治は主として軍事的守護に存するものであつた。領土民は羅馬人の手中に集中せられたる其の海陸の防備の爲めに彼れ等に對して租稅を納付し貢付を行つた。然るに羅馬は專ら自己及び被護國の血と財寶とを以て艦隊を準備するの義務を遂行せずして元老院は伊太利亞艦隊をして朽腐に委せしめた。政府は沿岸都市が領土の費用を以て準備せる船艦に依賴した。領土民は又た海賊の爲めに捕へられたる羅馬の貴顯の爲めに解放料を出捐することをすら求めらるゝことが屢々であつた。（Mommsen, op. cit., S. 42-47.）。

固より羅馬人と雖も、幾度びか遠征軍を興して多少の一時的效果を收めたのであるが、何等系統的永續的の努力は彼れ等に對して行はれたることがなかつた。サルラは彼れが亞細亞に於て任命したる總督等に沿海都市に艦隊を準備す可き訓令を殘したのであるが、そは殆んど實行せらるゝことがなかつた。紀元前七十九年に執政官代サーヴィリアス（Publius Servilius）はキリキア人に對して遠征を行ひ（Liv. Epit., 90.）、アイサリア（Isaria）人を降し、海賊團に屬したる諸都市を占領した。（ibid., 93.）。七十四年、元老院は海賊を一掃するが爲めに前年の奉行アントーニアス（Marcus Antonius）に艦隊及び全地中海岸の司令權を與へた。而も彼れは其の使

命を完ふすること能はずして、領土を掠奪するが爲めに其の權力を用ひた。羅馬の艦隊はサイドーニア（Cydonia）に敗れ、アントーニアスは爾後幾許もなくしてクリータに沒した。時人は彼れを嘲笑して Creticus と綽名した。

十七

而も平和を享有し得ざるものは啻だに海上のみではなかつた。首府に於ても、又は伊太利亞内の更らに人口稀少なる地方に於ても、强盜は日常の事故であり、殺人亦た頻々として行はれた。外國奴隷及び自由民の誘拐に對して特殊の人民令が發せられたのは恐らく此の時代であらう。又た地產の不法なる掠奪に對して特殊の即決手續が提案せられたのも略々此の時代のことである。這般の罪惡は貧民によつて犯さるゝの常であつたが、上層の階級も亦た其の事實上の發頭人として、其の利得の割前に與る者として等しく之れに關與せるが故に、危險なる性質を有するものであつた。人間及び地產の拉去は大地產の管理人によつて敎唆され、此處に聚集せられたる奴隷の一隊によつて遂行せらるゝことが極めて多かつた。而して彼れ等の主人たる大地主は其の部下が斯くの如き手段によつて彼れ等の爲めに取得せる所のものを保持することを敢て辭する者ではなかつた。而して是れ等の奴隷及び貧民の集團が彼れ等自身の爲めに此の掠奪を開始するに至つたことは極めて自然の經過であると云はなければならぬ。（Mommsen, op. cit., S. 82-84.）。

伊太利亞に於て最も一般に愛好せられたる娛樂の一に劍士競技があつた。劍士（gladiatores）は羅馬民の娛樂の爲めに競技場（circus）、公所、若しくは後世に及んでは圓形劇場（amphitheatrum）に於て劍（gladii）を以て角鬪する者である。彼れ等は火葬の柴堆（rogus, pyra）に於て奴隷及び捕虜を殺すの習慣に其の起源を發し、イトルリア人によつて初めて觀覽に供せられたるものであると傳へられてゐる。（Tertull., De Spectaculis, 12; Servius Marius Honoratus, Ad Verg., Aen. x. 519.）。劍士は紀元前二百六十四年 Marcus 及び Decimus Brutus によつて其の父の葬儀に際して家畜市場（Forum Boarium）に於て初めて觀覽に供された。（Val. Max., ii. 4, 17.）。劍鬪の公演は munus と稱せられ、之れを觀覽に供する者は editor, munerator 若しくは dominus と呼ばれ、彼れにして若し私人なる場合には公演當日には長官職の官標を授與せられた。（L.

Annaeus Florus, Epitome de Gestis Romanorum, iii. 20.)。彼れ等は初め公葬の際に限つて格鬪技を演じたのであるが、後に至つては大多數の顯要なる人々の葬儀並びに婦人の其れに於てすら演出せらるゝに至つた。葬儀場に於て鬪ふものは Bustuarius と稱せられる。(Caius Suetonius Tranquillus, Vitae Duodecim Caesarum, Iulius, 26.)。私人は其の葬儀の際に行はる可き這般の公演の費用に充つ可きを遺言して一定の金額を死後に遺す場合が多かつた。(Quintus Horatius Flaccus, Satires. ii. 3, 84.)。劍士の格鬪は又た羅馬貴族の避暑地たるカンペーニイアに於て彼れ等の饗宴に際して行はれた。又たは造營司が人民の歡心を買はんが爲めに巨費を投じて夥しく多數の劍士を出演せしむるとは既に一言せるが如くである。劍士は捕虜、奴隷及び囚人若しくは素と自由民にして之れを志願せる者であつた。賃銀を得るが爲めに劍士と爲れるものは auctoraii と稱せられ、其の賃銀は auctoramentum 若しくは gladiatorium と呼ばれた。(Suet., op. cit., Tiberius, 7.)。共和政時代に在つても、自由民として生れたるものが劍士として鬪ふことはあつたが、(Liv, xxviii. 21)、斯くの如きは未だ下層階級に屬する者のみに限られ、這般の職業は一定の人々に對しては幾多の誘因を有して居つたが、而も賤劣なるものと看做されてゐた。劍士は訓練場 (ludus gladiatorius) 内に閉鎖せられ、lanistae と稱せられたる者の訓練を受けた。一 lanista の下に在る劍士の全體は往々にして家族團體 (familia) と稱せられた。彼れ等は lanistae の財産であつて劍士の仕合を公演せんことを欲する者に貸出さるゝ場合と、市民に屬する場合とがある。後者の場合には市民は公演の目的を以て彼れ等を所有し、lanistae を雇つて之れを訓練せしめたのである。彼れ等は其の體力を增進するが爲めに gladiatoria sagina と稱せられたる滋養に富める食料を與へられてゐた。劍鬪技は初め木劍 (rudes) 若しくは之れに類するものを以て鬪はれたる僞鬪 (praelusio) に始まり喇叭の響と共に眞劍の勝負に移る。敗れたる劍士は降服の徵證として其の武器を下げる。而も彼れ等の運命は觀衆に委せられてゐる。彼れ等にして此の敗殘の劍士の殺さるゝことを欲する場合には、彼れ等は其の拇指を上に向け、其の宥恕を欲する場合には、ハンケチを振るのである。(Plin., H. N., xxviii. § 25.; M. Valerius Martialis, Epigrammata, XII. xxix, 7.)。優勝者は棕櫚の枝 (palma) を與へらるゝの常であるが、彼れ等は又た往々にして貨幣を以て纏頭せられる。

(Suet., op. cit., Claudius, 21.)。老劍士其の他の者は觀客の要求により主宰者によつて解除せられる。劍士練場に入る前に自由民たりし者は解除せらるゝと共に再び自由民と爲る。而も以前に奴隷たりし者は「自由の帽子」(pilleus. 被放者が其の新たなる地位の記號として戴けるもの。斯くて ad pilleos vocare なる辭句は即ち「解放する」ことを意味する)受くるに非ざれば、再び同一の境遇に復歸するものである。而も劍士たりし者は常に其の體面を汚したるものと看做され、從つて又た彼れが後に至つて、縱し騎士階級たる資格を得るに足る財産を取得したりとするも之れを取得することを得ざりしが如くである。而して劍士練場に送られたる奴隷は單に最下級の被放民 (peregrinus dediticius) の地位を取得するに過ぎなかつた。(Lex Aelia Sentia, A. D. 4 參照)。

紀元前七十三年、一群の劍士は二名のケルタ人の奴隷 Crixus 及び Oenomaus 並びにスレーシア人スパアタッカス (Spartacus) の指揮の下にカピューアに於ける Lentuius の訓練場を出でゝヴェシユーヴイアス (Vesuvius) 山の噴火口に立て籠つた。初めは僅かに同勢七十四人に過ぎなかつたが、彼れ等の數は急速に增加した。奉行 C. Claudius Pulcher は三千の兵を以て之れを封鎖した。而もスパータッカスは攻圍軍を擊つて之れを走らした。此の時よりしてスパータッカスの名は伊太利亞全土に響いた。彼れは公然羅馬の敵なりと宣言し、總べて奴隷若しくは虐げられたる者に向つて彼れの周圍に集り、解放戰に參加す可きことを促した。自由を有せざる者及び財産を横奪せられたる者、外國人及び伊太利亞人の多數は彼れの檄に應じた。地方民は其の保有地を去り、牧者は其の羊の群れを棄て、奴隷は其の主人を離れ、囚人は其の牢獄を破り、强制勞働者は其の鐵鎖を斷つて悉く羅馬の懲罰者たる彼れの旗下に參じた。彼れ等の數は幾許ならずして四萬人に達した。彼れ等は掠奪を行ひ、火を放ちながら、カンペーニアを蹂躙し、多數の强大なる都市を襲擊した。奴隷は固より其の主人が彼れ等に示したる以上の慈悲を其の捕虜に示すことがなかつた。スパータッカスは其の部下の兇暴を抑制し、彼れ等をして整然たる戰爭を遂行せしむるが爲めに其の最善の力を致したのであるが、終に無效であつた。其の軍隊の掠奪欲はスパータッカスをして其の勝利に乘じ、若しくは機に臨んで其の敵を擊つことを得ざしめたる原因の一であつた。彼れは又た其の軍隊を

構成せるスレーシア人、シリア人、ゴール人、日耳曼人、伊太利亞人等の種々なる人種をして永く一致せしむるの困難を看出さなければならなかつた。

而もスパータッカスは此の烏合の衆を率いて、紀元前七十三年より同七十一年に亘つて逐次羅馬の大軍を破り、而してアルペスの山麓より伊太利亞半島の最南隅に至るまで悉く劍士の掠奪に委せられた。下部伊太利亞の奴隷は既に自由を得た。今や彼れの意圖する所は羅馬人が其の驚愕より我れに歸り、其の偉大なる將軍ポンピーアス及びリユーカラス(Lucius Licinius Lucullus)並びに其の軍團隊を召還するに先立つて敏速に北方に進軍し、伊太利亞全土に亙つて其の釋放の事業に對して妨害たる一切の物を打破せんとするに在つた。而も既に羅馬人の血を味へる其の配下の將軍及び軍隊は這般の計畫に對して頑強なる反對を行つた。全軍の意見は二つに分れた。ゴール人及び日耳曼人は Crixius の引率の下に羅馬市に向つて進軍せんことを主張し、スレーシア人及び南部伊太利亞人はスパータッカスに歸依して居つた。而も七十二年兩執政官及び一奉行が三個の強大なる軍隊を率ひて奴隷軍に向へる時、兩派は一時其の決裂を彌縫したが、眞の結合は得られなかつた。斯くてスパータッカスは四萬の兵を以て、クライクシアスは三萬の兵を率いて別個に進んだ。後者は奉行アリアス(Quintus Arrius)の爲めにアピューリアなるガーゲーナス山(Garganus Mons)に破られ、クライクシアスは戰死を遂げたが、スパータッカスは北部に於て兩執政官レンチユラス(Cneius Lentulus)及びゲリアス(Lucius Gellius)並びにアリアスに對して連戰連勝の勢を示した。彼れはクライクシアスの爲めに莊嚴なる葬儀を行ひ、又た皮肉にも羅馬人の捕虜三百人をして全スパータッカス軍の面前に於て劍士競技を行ひ、相互に屠殺せしめた。

スパータッカスは其の部下に促され、其の軍隊を返して南に向つた。彼れはピシーナム(Picenum)の大戰に於て復たも新たなる羅馬の奉行軍を破つた。彼れは其の軍隊を下部伊太利亞に進め、シユリイ(Thurii)を占領し、之れを以て自由港たる可く宣言し、仁慈なる法制を發布した。彼れはリクールゴス(Λυκοῦργος)時代のスパータを典型とせる國家を下部伊太利亞に建設せんとするの計畫を立てたるの形跡が存してゐる。彼れは金銀の使用を廢し、一切の生活資料に對して低廉なる價格を定め、簡素なるスパータ流の生活を奬勵し、彼れの保護の下に生活せる諸國の

亡命者を打つて一團と成し、彼れ等を訓練して軍事上の能率を上げしめんとした。

羅馬政府は今や最高の指揮權を奉行マーカス・クラッサスに委ねた。彼れがメーリアス黨の財産公賣に際して殊に强慾なる態度を示したることは既に之れを述べた。彼れは羅馬に火災の起ること頻々たるを見、罹災中の家屋及び其の附近の家屋を廉價に購入し、豫め組織し置ける奴隷の消防隊を派して消火に從事せしめ、而して後、破壞せられたるものを改築し、斯くて漸次羅馬に於ける大部分の家屋を所有するに至つた。彼れは又た奴隷を養成し、其の賣却に由つて巨額の利益を收めた。斯くして當初僅かに三百タレンタムを出づることのなかつた彼れの財産は後に至つて七千一百タレンタムの巨額に達した。此の大富豪は七十一年を以て奉行職に擧げられ、執政官代カシアス（Caius Cassius）及び奉行マンリアス（Cneius Manlius）の敗北の後を受けて、貧民軍討伐の任に當つた。スパータッカスの陣營中には復たも分離が生じた。クラッサスはゴール人及び日耳曼人より成る賊軍を破り、其の將 Granicus を初めとして三萬五千を殺した。而もスパータッカスは猶ほクラッサス軍に對して幾多の小勝を得たのであるが、終に Silarus 河の一戰に敗れて死んだ。而も彼れの名は帝政羅馬の末期に至るまで羅馬人の脅威と爲つて殘つた。（スパータッカスに關する本源的資料としては Florus, op. cit., iii. 19, 20; Liv., Epit., 95-97; Appianus, B. C., i. 116-120; Plout., Crassus, 8-11; Pompeius, 21; Vell., ii. 30; iii. 20 等に據る可きものであるが、簡單なる資料に依賴せんとする時は M. Beer の近業「社會闘爭史」に據るを捷徑とする。Beer, op. cit., pp. 155-165. 茲にも其の數章句を抄出した）。

スパータッカスの叛亂は、海賊の横行と共に、此の世界的國家の陷りつゝある危險を徵示するものである。此の戰役に際しては奴隷は戰士であり、劍士は將軍であつた。史家フローラスの言の如く、前者が最下の階級より成り、後者が最も輕蔑せられたる階級より出でたることは危險の分子に對して嘲笑の其れを加ふるものであつた。（Flor, op. cit., 20.）。斯くの如き事情は又た六十三年のカチライナ（Lucius Sergius Catilina）の謀反に對して薪木を與へたるものである。

（附記）　吾人は姑く爰に「革命期の羅馬に於ける社會闘爭」續編の筆を收めて、更らに「キケロ及び其の時代」に於て之れが續稿を起さんとする。

（一九二四年八月稿了）。